

# 兵庫県公報

平成29年11月14日 火曜日 第 2952 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	2
○ 平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部改正（水産課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 道路の位置指定（建築指導課）	3
<b>公 告</b>	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	4
○ 随意契約の相手方等の公示（同）	4
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成24年兵庫県選挙管理委員会告示第62号の訂正	8
○ 平成25年兵庫県選挙管理委員会告示第101号の訂正	9
○ 平成26年兵庫県選挙管理委員会告示第59号の訂正	9
○ 平成26年兵庫県選挙管理委員会告示第69号の訂正	10
○ 平成27年兵庫県選挙管理委員会告示第70号の訂正	10
○ 平成27年兵庫県選挙管理委員会告示第77号の訂正	11
○ 平成28年兵庫県選挙管理委員会告示第94号の訂正	12

## 告 示

### 兵庫県告示第980号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成29年11月14日

兵庫県知事 井戸敏三

### 口塩久矢ノ内土地改良区

#### 退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	岸田正徳	丹波市青垣町口塩久345番地2
同	足立義和	同 市青垣町沢野1458番地1
同	足立光廣	同 市青垣町口塩久709番地
同	足立敏彰	同 市青垣町口塩久380番地
同	足立義行	同 市青垣町口塩久266番地6
同	苗山正昭	同 市青垣町口塩久335番地
同	足立恵彦	同 市青垣町口塩久533番地
監事	足立秀一	同 市青垣町口塩久510番地

同 就任役員	足 立 襄 介	同 市青垣町沢野1463番地
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	足 立 義 行	丹波市青垣町口塩久266番地 6
同	足 立 義 和	同 市青垣町沢野1458番地 1
同	足 立 光 廣	同 市青垣町口塩久709番地
同	足 立 敏 彰	同 市青垣町口塩久380番地
同	岸 田 正 徳	同 市青垣町口塩久345番地 2
監 事	足 立 秀 一	同 市青垣町口塩久510番地
同	足 立 襄 介	同 市青垣町沢野1463番地



兵庫県告示第981号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成29年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
口塩久矢ノ内土地改良区	平成29年10月17日



兵庫県告示第982号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による種畜証明書が次のとおり交付された。  
平成29年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品 種	名 前
加西市別府町南ノ岡甲1533 県立農林水産技術総合センター 畜産技術センター	牛	黒毛和種	照忠土井、芳悠土井、宮菊城、茂和美波、丸明波、 照立土井、西杉土井、富亀土井、丸池土井、照香 土井、丸市土井、忠金土井、丸石波、奥虎、丸政 土井、茂栄波、丸若土井、西幸土井、忠隆土井、 茂郷波、喜綿、藤彦土井、富塩土井、山伸土井、 忠義土井、喜治、茂錦波、富智土井、忠岸土井
朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター	牛	黒毛和種	芳山土井、千代藤土井、丸春土井、照和土井、広 芳波、忠味土井、広茂、蔵福大2、富武土井



兵庫県告示第983号

平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成29年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第2号に掲げる漁業の部室津区域（室津漁業協同組合の地区）の項中

「

を  
「

5 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船により船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲げる漁業以外の漁業
7 総トン数10トン以上100トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業
8 網漁具を定置して営む漁業

5 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船により船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業並びにはなつぎ網漁業
6 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用してさよりをとることを目的とする漁業
7 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から6までに掲げる漁業以外の漁業
8 総トン数10トン以上100トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業
9 網漁具を定置して営む漁業

に改める。



**兵庫県告示第984号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成29年11月1日から平成30年3月23日まで
- 3 作業地域  
淡路市釜口地内



**兵庫県告示第985号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成29年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29中播位置 0008号	29. 10. 31	宍粟市山崎町庄能字中井204番14の一部、205番1の一部、206番1の一部	5.00	98.89

## 公 告

## 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成29年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月
船舶	A293745	平成30年10月22日	淡路市	淡路県民局	平成29年10月

## 随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成29年11月14日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
兵庫県税務システム修正開発業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成29年8月30日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
49,995,717円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び第13条第1項(c)による。

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成29年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 KOHYO武庫之荘店  
所在地 尼崎市南武庫之荘一丁目17番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
氏名 森 松 啓 安  
住所 尼崎市南武庫之荘東一丁目 7 番28号
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
ピーコックストア武庫之荘店
    - イ 変更後  
KOHYO武庫之荘店
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 イオンマーケット株式会社  
住所 東京都杉並区阿佐谷南一丁目32番10号  
代表者の氏名 豊 田 靖 彦
    - イ 変更後  
名称 株式会社光洋  
住所 大阪市西区北堀江三丁目12番23号  
代表者の氏名 平 田 炎
  - (3) 駐車場の位置及び収容台数（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
    - ア 変更前  
96台
    - イ 変更後  
44台
  - (4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
    - ア 変更前  
入口 2 箇所、出口 2 箇所
    - イ 変更後  
入口 1 箇所、出口 1 箇所
- 4 変更年月日  
平成30年 6 月12日
- 5 届出年月日  
平成29年10月11日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成29年11月14日から 4 月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成30年 3 月14日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ホームセンターコーナン西宮今津2号館店  
 所在地 西宮市今津出在家町55番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 三井住友ファイナンス&リース株式会社  
 住所 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号  
 代表者の氏名 橘 正 喜
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
  - (1) 変更前  
川 村 嘉 則
  - (2) 変更後  
橘 正 喜
- 4 変更年月日  
平成29年6月27日
- 5 届出年月日  
平成29年10月16日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成29年11月14日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成30年3月14日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 関西スーパー荒牧店  
 所在地 伊丹市荒牧七丁目12番15号
- 2 同法第8条第1項の規定により伊丹市から聴取した意見の概要
  - (1) 騒音対策  
 早朝において、来退店車両によるアイドリングや走行音、ドア開閉音等の騒音が発生しないよう、十分に対策を講じること。
  - (2) 交通安全対策  
 ア 駐車場の利用時間の変更により、早朝からの来退店車両の出入りが想定されることから、当該敷地周

辺において、交通渋滞の発生等により環境負荷が増大しないよう、十分に対策を講じること。  
 イ 店舗周辺道路は、市立天神川小学校及び市立荒牧中学校の通学路となっていることから、児童生徒の登下校の時間帯には、駐車場出入口等に複数の交通誘導員を配置する等、安全対策を講じられたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年11月14日から1月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 関西スーパー稲野店

所在地 伊丹市安堂寺三丁目3番一1

2 同法第8条第1項の規定により伊丹市から聴取した意見の概要

(1) 騒音対策

ア 敷地西側（地点C及びD）において、荷さばき施設による変動騒音や衝撃騒音については環境基準を満たしているが、騒音レベルは高い値を示している。早朝の来退店車両による走行音及びドア開閉音が加わることで環境負荷が増大する懸念があることから、十分に対策を講じること。

イ 午前6時から午前8時における空調用室外機等の設備騒音に関して、敷地境界上で規制基準を遵守すること。

(2) 交通対策

駐車場の利用時間の変更により、早朝からの来退店車両の出入りが想定されることから、当該敷地周辺において、交通渋滞の発生等により環境負荷が増大しないよう、十分に対策を講じること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年11月14日から1月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 カサノ桜台店

所在地 伊丹市中野北4-5-4

2 同法第8条第1項の規定により伊丹市から聴取した意見の概要

交通安全対策

(1) 駐車場容量及び駐車場出入口の減少により、場内及び周辺での交通渋滞による環境負荷が懸念されることから、車両の円滑な通行を確保すること。

(2) 駐車場が1ヶ所になることに伴い、駐車場出入口での車両の出入りが頻繁になるおそれがあることから、交通誘導員の配置により、歩行者等の安全を確保すること。

(3) 店舗周辺道路は、市立桜台小学校及び市立天王寺川中学校の通学路となっていることから、児童生徒の登下校の時間帯には、駐車場出入口に複数の交通誘導員を配置する等、安全対策を講じられたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年11月14日から1月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 阪急宝塚商業ゾーン商業棟

所在地 宝塚市栄町一丁目150—1ほか

2 同法第8条第1項の規定により宝塚市から聴取した意見の概要

- (1) 宝塚市自動車駐車場附置義務条例第10条の規定に基づく届出手続を行われたい。
- (2) 駐車場法に基づく路外駐車場設置（変更）の届出を行われたい。
- (3) 消防関係法令に基づく届出内容に変更がある場合は、各種届出が必要となるため留意されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年11月14日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町東野添三丁目689番1、691番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市中地南町82番地の1

オーエイハウジング有限会社 代表取締役 横 山 英 人

3 許可年月日及び許可番号

平成29年6月2日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1－8号（29播磨）

**選挙管理委員会告示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第109号**

自由民主党岩屋支部から提出された平成23年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成24年兵庫県選挙管理委員会告示第62号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成29年11月14日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立 石 幸 雄



収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党岩屋支部の欄中

「 1 収入総額	0	
2 支出総額	0	を
「 1 収入総額	46,800	
本年収入額	46,800	
2 支出総額	0	に改める。
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費（44人）	46,800	」



**兵庫県選挙管理委員会告示第110号**

自由民主党岩屋支部から提出された平成24年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成25年兵庫県選挙管理委員会告示第101号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成29年11月14日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党岩屋支部の欄中

「 1 収入総額	0	
2 支出総額	0	を
「 1 収入総額	130,823	
前年繰越額	46,800	
本年収入額	84,023	
2 支出総額	0	に改める。
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費（82人）	84,000	
その他の収入	23	
一件10万円未満のもの	23	」



**兵庫県選挙管理委員会告示第111号**

みんなの党兵庫県第1区支部から提出された平成25年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成26年兵庫県選挙管理委員会告示第59号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成29年11月14日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（政党の支部）のみんなの党兵庫県第1区支部の欄中

「 1 収入総額	33,014,415	
前年繰越額	2,878,670	
本年収入額	30,135,745	
2 支出総額	33,014,415	を
3 本年収入の内訳		
寄附	8,135,731	
個人分	7,835,731	
団体分	300,000	」
「 1 収入総額	32,909,415	
前年繰越額	2,878,670	
本年収入額	30,030,745	
2 支出総額	32,909,415	に、
3 本年収入の内訳		

寄附	8,030,731	
個人分	7,730,731	
団体分	300,000	」
「 経常経費	15,768,432	
人件費	9,448,488	
光熱水費	106,130	を
備品・消耗品費	3,001,677	
事務所費	3,212,137	」
「 経常経費	15,663,432	
人件費	9,448,488	
光熱水費	106,130	に、
備品・消耗品費	3,001,677	
事務所費	3,107,137	」
「 5 寄附の内訳		
〔個人分〕		を
井 坂 信 彦	7,735,731	神戸市灘区 ）」
「 5 寄附の内訳		
〔個人分〕		に改める。
井 坂 信 彦	7,630,731	神戸市灘区 ）」



**兵庫県選挙管理委員会告示第112号**

自由民主党岩屋支部から提出された平成25年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成26年兵庫県選挙管理委員会告示第69号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成29年11月14日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立 石 幸 雄

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党岩屋支部の欄中

「 1 収入総額	0	
2 支出総額	0	」を
「 1 収入総額	196,264	
前年繰越額	130,823	
本年收入額	65,441	
2 支出総額	0	
3 本年收入の内訳		に改める。
個人の党費・会費（60人）	65,400	
その他の収入	41	
一件10万円未満のもの	41	」



**兵庫県選挙管理委員会告示第113号**

結いの党兵庫県第1区支部から提出された平成26年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成27年兵庫県選挙管理委員会告示第70号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成29年11月14日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立 石 幸 雄

収支報告書の要旨（政党の支部）の結いの党兵庫県第1区支部の欄中

「 1 収入総額	13,191,624
本年收入額	13,191,624

2	支出総額		13,191,624			
3	本年收入の内訳					を
	寄附		3,191,598			
	個人分		3,191,598	」		
「 1	収入総額		13,299,624			
	本年收入額		13,299,624			
2	支出総額		13,299,624			に、
3	本年收入の内訳					
	寄附		3,299,598			
	個人分		3,299,598	」		
「	経常経費		10,442,396			
	人件費		7,568,099			を
	備品・消耗品費		1,335,190			
	事務所費		1,539,107	」		
「	経常経費		10,550,396			
	人件費		7,568,099			に、
	備品・消耗品費		1,335,190			
	事務所費		1,647,107	」		
「 5	寄附の内訳					
	[個人分]					を
	井坂信彦	3,191,598	神戸市灘区	」		
「 5	寄附の内訳					
	[個人分]					に改める。
	井坂信彦	3,299,598	神戸市灘区	」		



**兵庫県選挙管理委員会告示第114号**

自由民主党岩屋支部、自由民主党兵庫県第九選挙区支部、三木けえ後援会から提出された平成26年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成27年兵庫県選挙管理委員会告示第77号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成29年11月14日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党岩屋支部の欄中

「 1	収入総額		0			
2	支出総額		0	」		を
「 1	収入総額		258,107			
	前年繰越額		196,264			
	本年收入額		61,843			
2	支出総額		0			に改める。
3	本年收入の内訳					
	個人の党費・会費（57人）		61,800			
	その他の収入		43			
	一件10万円未満のもの		43	」		

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第九選挙区支部の欄中

「	寄附		38,657,787			
	個人分		5,926,000			を
	団体分		18,025,787			
	政治団体分		14,706,000	」		
「	寄附		38,657,787			

個人分	5,926,000			
団体分	17,989,787			に、
政治団体分	14,742,000			」
「 栄和興業（株）	100,000	同	市	
年間5万円以下のもの	6,781,787			を
「 栄和興業（株）	100,000	同	市	
年間5万円以下のもの	6,745,787			」
「 兵庫県薬剤師連盟	200,000	神戸市中央区		
年間5万円以下のもの	606,000			を
「 兵庫県薬剤師連盟	200,000	神戸市中央区		
年間5万円以下のもの	642,000			」に改める。

収支報告書の要旨（その他の政治団体）の三木けえ後援会の欄中

「 1 収入総額	6,445,108			
前年繰越額	1,043,620			
本年收入額	5,401,488			
2 支出総額	6,307,317			を
3 本年收入の内訳				
寄附	4,201,434			
個人分	1,050,000			」
「 1 収入総額	6,845,108			
前年繰越額	1,043,620			
本年收入額	5,801,488			
2 支出総額	6,307,317			に、
3 本年收入の内訳				
寄附	4,601,434			
個人分	1,450,000			」
「 5 寄附の内訳				
〔個人分〕				を
芝本治郎	1,000,000	伊丹市		」
「 5 寄附の内訳				
〔個人分〕				に改める。
芝本治郎	1,400,000	伊丹市		」



**兵庫県選挙管理委員会告示第115号**

自由民主党芦屋支部、自由民主党岩屋支部、自由民主党兵庫県明石市第一支部、自由民主党兵庫県第九選挙区支部、自由民主党兵庫県第三選挙区支部、自由民主党兵庫県第四選挙区支部、自由民主党兵庫県姫路市第二支部、塚本しんすけ後援会、兵庫県理学療法士連盟、MELON西部研究所社会活動委員会、吉岡政和後援会から提出された平成27年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成28年兵庫県選挙管理委員会告示第94号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成29年11月14日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党芦屋支部の欄中

「 2 支出総額	507,607			」を
「 2 支出総額	509,407			」に、
「 政治活動費	492,497			
組織活動費	32,599			を
「 政治活動費	494,297			
組織活動費	34,399			」に改める。

## 収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党岩屋支部の欄中

「 1 収入総額	0	
2 支出総額	0	」を
「 1 収入総額	258,154	
前年繰越額	258,107	
本年收入額	47	
2 支出総額	0	」に改める。
3 本年收入の内訳		
その他の収入	47	
一件10万円未満のもの	47	」

## 収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県明石市第一支部の欄中

「 1 収入総額	10,795,506	
前年繰越額	4,245,506	
本年收入額	6,550,000	
2 支出総額	7,747,083	」を
3 本年收入の内訳		
寄附	6,550,000	
個人分	4,420,000	
団体分	2,130,000	」
「 1 収入総額	14,199,506	
前年繰越額	4,245,506	
本年收入額	9,954,000	
2 支出総額	8,269,621	
3 本年收入の内訳		
寄附	6,550,000	」に、
個人分	4,420,000	
団体分	2,130,000	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	3,404,000	
県政報告会	3,404,000	」
「 政治活動費	4,665,709	
機関紙誌の発行その他の事業費	4,101,741	
機関紙誌の発行事業費	995,393	」を
宣伝事業費	157,788	
その他の事業費	2,948,560	」
「 政治活動費	5,188,247	
機関紙誌の発行その他の事業費	4,624,279	
機関紙誌の発行事業費	995,393	」に改める。
宣伝事業費	157,788	
その他の事業費	3,471,098	」

## 収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第九選挙区支部の欄中

「 寄附	24,442,812	
個人分	4,380,000	」を
団体分	18,962,812	
政治団体分	1,100,000	」
「 寄附	24,442,812	
個人分	4,380,000	
団体分	18,926,812	」に、
政治団体分	1,136,000	」
「 (株)健康都市デザイン研究所	100,000	大阪市北区
年間5万円以下のもの	10,272,812	

〔政治団体分〕				
中古車政治連盟	100,000	東京都渋谷区		を
清和政策研究会	1,000,000	同 都千代田区	」	
「 (株)健康都市デザイン研究所	100,000	大阪市北区		
年間5万円以下のもの	10,236,812			
〔政治団体分〕				
中古車政治連盟	100,000	東京都渋谷区		に改める。
清和政策研究会	1,000,000	同 都千代田区		
年間5万円以下のもの	36,000		」	
収支報告書の要旨(政党の支部)の自由民主党兵庫県第三選挙区支部の欄中				
「 1 収入総額		72,651,739		
前年繰越額		20,033,907		
本年收入額		52,617,832		
2 支出総額		27,806,766		
3 本年收入の内訳				を
寄附		19,010,000		
団体分		11,010,000		
政治団体分		8,000,000	」	
「 1 収入総額		73,651,739		
前年繰越額		20,033,907		
本年收入額		53,617,832		
2 支出総額		27,806,766		
3 本年收入の内訳				
寄附		20,010,000		に、
団体分		11,010,000		
政治団体分		9,000,000	」	
「 〔政治団体分〕				
輝SEKI-CLUB	5,000,000	神戸市須磨区		を
芳香会	3,000,000	同 市同 区	」	
「 〔政治団体分〕				
清和政策研究会	1,000,000	東京都千代田区		
輝SEKI-CLUB	5,000,000	神戸市須磨区		に改める。
芳香会	3,000,000	同 市同 区	」	
収支報告書の要旨(政党の支部)の自由民主党兵庫県第四選挙区支部の欄中				
「 1 収入総額		31,935,354		
前年繰越額		13,509,354		を
本年收入額		18,426,000	」	
「 1 収入総額		30,420,354		
前年繰越額		13,509,354		に、
本年收入額		16,911,000	」	
「 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		13,937,000		
自由民主党兵庫県支部連合会		2,937,000		を
自由民主党本部		11,000,000	」	
「 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		12,322,000		
自由民主党兵庫県支部連合会		1,322,000		
自由民主党本部		11,000,000		に改める。
その他の収入		100,000		
司会料		100,000	」	
収支報告書の要旨(政党の支部)の自由民主党兵庫県姫路市第二支部の欄中				
「 1 収入総額		3,384,564		

本年収入額	3,384,564		を
2 支出総額	1,284,305		」
「 1 収入総額	4,784,564		
本年収入額	4,784,564		に、
2 支出総額	2,684,305		」
「 その他の収入	3,000		を
一件10万円未満のもの	3,000		」
「 その他の収入	1,403,000		
自由民主党兵庫県姫路市第二支部代表五島壯から の振替（敷金）	1,400,000		に、
一件10万円未満のもの	3,000		」
「 政治活動費	660,704		
組織活動費	69,600		を
機関紙誌の発行その他の事業費	591,104		」
その他の事業費	591,104		
「 政治活動費	2,060,704		
組織活動費	69,600		
機関紙誌の発行その他の事業費	591,104		に、
その他の事業費	591,104		」
その他の経費	1,400,000		
「 [敷金]			を
笹 沼 武 幸	1,400,000	18.12.20	」
「 [敷金]			に改める。
笹 沼 武 幸	1,400,000	27.10.22	」
収支報告書の要旨（その他の政治団体）の塚本しんすけ後援会の欄中			
「 1 収入総額	1,750,993		
前年繰越額	1,209,161		を
本年収入額	541,832		」
「 1 収入総額	1,751,005		
前年繰越額	1,209,161		に、
本年収入額	541,844		」
「 その他の収入	140		を
一件10万円未満のもの	140		」
「 その他の収入	152		に改める。
一件10万円未満のもの	152		」
収支報告書の要旨（その他の政治団体）の兵庫県理学療法士連盟の欄中			
「 2 支出総額	300,864		」を
「 2 支出総額	350,864		」に、
「 政治活動費	300,000		を
組織活動費	300,000		」
「 政治活動費	350,000		に改める。
組織活動費	350,000		」
収支報告書の要旨（その他の政治団体）のMELON西部研究所社会活動委員会の欄中			
「 2 支出総額	130,704		」を
「 2 支出総額	127,704		」に、
「 政治活動費	94,704		
組織活動費	10,540		を
選挙関係費	84,164		」
「 政治活動費	91,704		
組織活動費	10,540		に改める。

選挙関係費	81,164	」
収支報告書の要旨（その他の政治団体）の吉岡政和後援会の欄中		
「 1 収入総額	0	
2 支出総額	0	」を
「 1 収入総額	798,000	
本年收入額	798,000	
2 支出総額	791,458	
3 本年收入の内訳		
機関紙誌の発行その他の事業による収入	798,000	
ゴルフコンペ開催事業	798,000	に改める。
4 支出の内訳		
政治活動費	791,458	
機関紙誌の発行その他の事業費	791,458	
その他の事業費	791,458	」